

原子力政策大綱に示している原子力研究開発に関する取組の基本的考え方の評価について (H21. 11. 17 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
(1) 原子力研究開発活動全体を俯瞰した政策を明示すること	<p>我が国の原子力政策の基本方針である原子力政策大綱では、原子力研究開発の推進に関する基本的考え方として、異なる段階にある研究開発課題に対する取組を並行して進めることが適切とされている。また、同大綱では、原子力研究開発には、実用化に至るまで長期の期間を要するため実用化の不確実性が大きく、民間が単独で行うにはリスクが大きすぎる等の特徴があることから、原子力の社会に対する貢献や寄与を継続・拡大していくためには、国あるいは研究開発機関が、革新的な技術システムを実用化候補までに発展させる段階までを中心に、他の科学技術分野に比べてより大きな役割を果たしていく必要があるとされている。</p> <p>本部会としては、この考え方に基づき、同大綱において、官民の役を明確にする観点から、その分担を主とした研究開発活動の体系を示したことは適切と考えるが、その活動の一部には、基礎的・基盤的研究との連携の不足、開発目標管理の不十分さ、技術移転に時間を要していること等に起因し、所期の目標通り進捗していないものがある。</p> <p>このため、原子力委員会は、我が国が目指す原子力利用の目標実現に向けて、短期的、中期的、長期的観点から取り組むべき原子力研究開発活動を明らかにした上で、上述したような課題の解決に主導的に取り組み、絶えず我が国全体の原子力研究開発活動を俯瞰した政策を企画・審議・決定していくべきである。</p> <p>その際には、我が国の原子力の将来のあり方について、国民的合意を形成しつつ、追及すべき原子力技術システムを見定め、その上で、国が関与する範囲についての資源配分の重みについても柔軟に見直し、</p>	内閣府 (原子力委)	<p>原子力委員会では、定例会議において、ヒアリング等を通じて我が国における原子力研究開発活動状況を把握するとともに、高速増殖原型炉「もんじゅ」性能試験再開、高速増殖炉サイクルに関する研究開発の進捗状況及びその早期実現に向けた取組に関する検討結果の報告、並びに次世代軽水炉等の技術開発について見解を表明し、原子力研究開発活動に関する方針等を示してきた。今後も関係省庁や関係機関等に対して適宜ヒアリングを実施するとともに、適切な提言を行っていく。</p>

原子力政策大綱に示している原子力研究開発に関する取組の基本的考え方の評価について (H21.11.17 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
	工夫を重ねていく必要がある。		
(2) 日本原子力研究開発機構の役割を具体的に明示すること	<p>日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構が統合して誕生した日本原子力研究開発機構(JAEA)は、我が国の原子力研究開発利用活動の多くを担っている。このことに加えて、原子力政策大綱は、JAEAに対して、「原子力研究開発の推進」以外にも、「原子力研究開発利用に関する基盤的活動の強化」、「原子力利用の着実な推進」、「国際的取組の着実な推進」といった多岐に渡る活動のいずれに対しても、一定の役割を担うことを求めている。</p> <p>このことを踏まえれば、本部会としては、我が国の原子力政策におけるJAEAという組織の役割を明確化する観点から、原子力政策大綱において、JAEAに対して、組織の業務運営に係る基本的方針を一括して示すべきと考える。</p> <p>直近の課題としては、JAEAは、平成21年度で今期の中期目標期間を終え、平成22年度からは次期中期目標期間に移行することになる。文部科学大臣及び経済産業大臣は、次期中期目標の策定にあたっては、第4章において示した我が国の原子力研究開発のあり方に関する議論を踏まえ、JAEAに対して、基礎・基盤研究とプロジェクト研究との連携・融合の促進等を重視した責任ある中期目標を指示すべきであり、原子力委員会においても、原子力研究開発政策に関する責任を有する立場から、次期中期目標の策定作業に然るべき関与をし、必要に応じて適切な意見を述べるべきである。</p>	<p>文部科学省 経済産業省</p> <p>内閣府 (原子力委)</p>	<p>第2期中期目標の策定に当たっては、原子力政策大綱等の国の方針に基づくとともに、「独立行政法人日本原子力研究開発機構の次期中期目標の策定について(見解)」(平成22年2月9日)を踏まえたものとした。その内容については、平成22年2月25日の原子力委員会臨時会議において報告を行った。</p> <p>原子力委員会では、JAEAの第2期中期目標策定にあたり、本年2月に文部科学省及び経済産業省より策定に係る検討状況を聴取するとともに、中期目標の策定に関わる見解を表明した。同月末には、同見解も踏まえて策定された中期目標案の諮問を受け、中期目標の達成に係る留意事項とともに、これを妥当と認めることを示す答申を行った。</p>

原子力政策大綱に示している原子力研究開発に関する取組の基本的考え方の評価について (H21.11.17 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
(3)	<p>具体的方策として政策に反映すべき事項</p> <p>原子力委員会は、第4章4.3に取りまとめた原子力研究開発のあり方に関する課題を踏まえ、関係行政機関等において、以下について具体的方策を検討するよう働きかけるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力研究開発施設・設備のあり方の検討 ・研究開発人材の流動性向上による技術成果の適切な移転 ・原子力安全に関する研究の推進・規制の協調体制の構築 	<p>内閣府 (原子力委)</p>	<p>原子力委員会では、関係省庁等における取組状況のヒアリングを行うとともに、助言、提言を行ってきた。また、研究開発人材については、平成21年10月に決定した「原子力政策大綱に示される「放射線利用」および「人材の育成・確保」に関する政策の評価について」に基づき評価を行い、評価結果をまとめた報告書において、関係行政機関等に対して、施設・設備のあり方の検討等を含む提言を行った。今後も、関係省庁等の取組について適宜ヒアリングを実施するとともに、適切な助言・提言を行っていく。</p>